

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成31年2月27日

九州地方整備局 下関港湾空港技術調査事務所長 服部俊朗

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

本業務に係る契約締結は、当該業務に係る平成31年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

なお、プロポーザル方式による場合の契約締結予定日は、平成31年5月20日とするが、当該業務にかかる平成31年度予算成立が5月21日以降となった場合は、予算成立日とする。

1. 当該招請の主旨

本業務については次の特殊な技術・設備を有し、かつ自在に駆使する能力を有している必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、3.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、次の特殊な技術・設備を有し、かつ自在に駆使する能力を有している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、3.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

（特殊な技術・設備等）

- ①海岸護岸断面を1/10～1/15程度の縮尺で再現し、さらに模型下部に砂地盤層を配置した上で波浪を作用させる水理模型実験が可能な水槽設備を使用することができ、その設備を使いこなせる能力を有すること。
- ②水理模型実験結果を踏まえて、護岸前面に生じる複雑な碎波現象を安定的に解析することが可能な数値波動水路を自在に駆使して、精度の高い分析を行う能力を有すること。

2. 業務概要

(1) 業務名

平成31年度 高波浪時における海岸護岸の影響検討業務

(2) 業務目的

本業務は、高波浪時の波力が海岸護岸及び背後地盤に伝搬する影響を水理模型実験により分析し、その影響を低減するため対策工の検討を行うとともに、数値波動水路による計算モデルを構築し、対策工の検証を行うものである。

(3) 業務内容

- ①断面水槽を用いて高波浪時の波力が海岸護岸及び背後地盤に伝搬する影響を分析するとともに、その影響を低減するため対策工の検討を行う。
- ②水理模型実験結果を踏まえて、護岸前面に生じる複雑な砕波現象を安定的に解析することが可能な数値波動水路による計算モデルを構築し、海岸護岸の安定性について検証を行う。
- ③海岸護岸の水理模型実験及び数値波動水路による結果を考察し、成果のとりまとめを行う。

(4) 履行期限

平成31年10月31日

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ①予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ②九州地方整備局から指名停止等の措置要領（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 技術・設備に関する要件

- ①海岸護岸断面を1/10～1/15程度の縮尺で再現し、さらに模型下部に砂地盤層を配置した上で波浪を作用させる水理模型実験が可能な水槽設備を使用することができ、その設備を使いこなせる能力を有すること。
- ②水理模型実験結果を踏まえて、護岸前面に生じる複雑な砕波現象を安定的に解析することが可能な数値波動水路を自在に駆使して、精度の高い分析を行う能力を有すること。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒750-0025 下関市竹崎町4丁目6-1
九州地方整備局 下関港湾空港技術調査事務所 総務課 品質管理係
電話083-224-4130 ファクシミリ083-224-4141

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成31年2月27日から平成31年3月18日まで(1)に同じ場所で配布。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成31年3月19日午後4時00分 (1)に同じ。
持参、郵送（書留郵便に限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出
予定期限：平成31年4月15日（月） 午後4時00分
- (4) 九州地方整備局（港湾空港関係）における平成31・32年度「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の定期競争参加資格審査の申請を行い、受理されていること。また、平成31年4月1日時点において、上記の一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていなければならない。決定されていない場合は、当該業務の参加意思確認書は競争に参加する資格を有しない者の提出した参加意思確認書に該当し、参加意思確認書は無効とする。
- (5) 詳細は説明書による。